

外国人留学生のための ＜ 学生募集要項 ＞

日本国・埼玉県知事認可

テクノ・ホルティ園芸専門学校（埼玉校）

〒361-0025 埼玉県行田市埼玉 4758

Tel 048(559)1187 Fax 048(559)1189

✉ saitama-th@ito.ac.jp

日本国・東京都知事認可

東京テクノ・ホルティ園芸専門学校（東京校）

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-26-1

Tel 03(3292)0954 Fax 03(3295)2349

✉ tokyo-th@ito.ac.jp

www.ito.ac.jp

<認可概要等>

埼玉校：埼玉県知事認可（昭和 63 年（=1988 年）4 月 1 日・開校）

東京校：東京都知事認可（平成 10 年（=1998 年）4 月 1 日・開校）

認可課程：専修学校 専門課程

<設置学科及び募集人員>

埼玉校：園芸 1 類学科 昼間部 2 年制（男女共学） 100 名

東京校：フラワービジネス学科 昼間部 2 年制（男女共学） 40 名

<修学に関する支援制度>

- ・奨学金制度（いずれも返済不要です）

留学生特別奨学金制度（各学年で 10 万円ずつ給付）

伊東学園 奨学金制度

（詳しくは日本人向けの「2019 年度 学生募集要項 別紙③④をご覧ください）

- ・留学生就職支援制度

（日本国内の花業界への就職を支援。就職実績は年々向上しています）

- ・留学生ビザの申請代行（日本国外から直接受験の場合）

- ・アパート・ワンルームマンションなど部屋の斡旋

（在学中の入学各校が保証人になります。または、入居に必要な手続きなどは各校の留学生担当者がお手伝いをしますのでお問い合わせください）

<出願資格>

原則として 12 年間の学校教育を修了していること。

（この場合、日本語学校の在学年限は含まれません。）

また、日本語の能力が一定レベル以上であることが必要です。

（次の①～③のいずれかを満たしていること）

- ① 日本語能力試験の N1 級（旧試験制度 1 級）又は N2 級（旧試験制度 2 級）に合格していること。
- ② 日本留学試験の「日本語」の得点が 200 点以上であること。
- ③ (財)日本語教育振興協会認定の日本語学校で 6 ヶ月以上の日本語教育を受けた者で、その間の出席率が 80%以上、かつ、2019 年 3 月 31 日までに日本語学校の卒業が可能な者。

<出願手続>

以下の書類を書留で郵送又は直接持参して下さい。

1	入 学 願 書	本校所定用紙 (写真貼付) ・氏名のフリガナは日本語かかきと英文名を併記。 ・昭和、平成は西暦に読みかえる。
2	志 望 理 由 書	本校所定用紙
3	学 歴 証 明 書	日本語学校を除く最終学校のもの (以下のいずれか一つ)。 ①卒業証書の写し (受験の際に原本を確認します) ②卒業証明書 ③卒業見込証明書
4	成 績 証 明 書	日本語学校を除く最終学校のもの
5	入 学 選 考 料	20,000 円 日本国内または日本国外から振り込む場合 志望校の取扱い銀行に日本円で振り込むこと。
6	外 国 人 登 録 済 証 明 書	出願 1 ヶ月以内に発行された居住地の市区町村長の登録済証明書。 なお、受験の際「外国人登録証」を確認します。
7	パ ス ポ ー ト の 写 し	国籍、氏名、生年月日、写真等のあるページ。 (受験の際に原本を確認します)
8	日本語学校の ①卒業見込証明書 ②出席証明書 ③成績証明書	(財)日本語教育振興協会認定の日本語学校が発行するもので、 ①～③のすべて。
9	経費支弁能力証明	勉学のために必要な学費及び生活費を有していることを証明できる 資料 (預金通帳の写しなど:受験の際に原本を確認します)
10	日 本 語 能 力 を 認 定 する 書 類	以下のいずれか。 ①日本語能力認定書 N1 級(旧試験制度 1 級)または N2 級(旧試験制度 2 級) (財)日本国際教育支援協会 または (財)国際交流基金、(財)交流 協会のいずれかが発行したもの。 ②日本留学試験(独立行政法人日本学生支援機構実施)の「日本語」 の得点が、200 点以上である成績通知書の写し。 (受験の際に原本を確認します)

3、4 は、日本語以外で作成されている場合は簡単な訳文を添えてください。

6、7 は、既に日本に在住している者が提出。

8 は、日本語学校を通して出願する者が提出。

10 は、日本語学校を通さず出願する者 又は 日本国外から直接出願する者が提出。

また、上記以外の書類が必要となる場合があります。

<出願書類提出先>

※埼玉校受験の方 〒361-0025 埼玉県行田市埼玉 4758
テクノ・ホルティ園芸専門学校 入学相談室

※東京校受験の方 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-26-1
東京テクノ・ホルティ園芸専門学校 入学相談室

<入学選考>

選考方法 / 書類審査・面接

注 意 / 合格後の留学生ビザ発給までの日数を考慮して受験して下さい。
3月以降の出願においては、入学時期に間に合わない場合があります。
早めに出願手続きを行ってください。

<合格発表>

選考の結果は、選考の日から7日以内に本人あてに通知します。

(日本国外へ通知の場合は10日以内)

<入学手続>

① 合格通知書」を受け取った日から**2週間以内**に、学費及び誓約書の提出。

*学費及び誓約書の提出を完了した者には「入学許可証」を発行します。
(留学生ビザの取得の際に、この「入学許可証」が必要です。日本国外の学生の場合は、各学校で「在留資格認定証明書交付申請」を代行することができます。ただし、証明書交付までに1~3か月の期間を目安にしてください。詳しくは各学校へお問合せください。)

●一括納入の場合 (単位:円)

	項 目		納入期限
学 費	入 学 金	100,000 円	合格通知受領後 14日以内
	授 業 料	950,000 円	
	実験・実習費	100,000 円	
1年次学費合計		1,150,000 円	

●2回納入の場合 (単位:円)

	項 目		合 計	納入期限
初回納入額	入 学 金	100,000 円	650,000 円	合格通知受領後 14日以内
	授 業 料	550,000 円		
2回目納入額	授 業 料	400,000 円	500,000 円	2019年3月末日または 2019年7月15日
	実験・実習費	100,000 円		
1年次学費合計		1,150,000 円		

- ◆外国人留学生には、留学生特別奨学金(年間100,000円、返済不要)の制度があります。
- ◆学費納入後、2019年3月31日までに入学辞退の意思表示をされた場合は納入済の入学
金100,000円を除いた残額をお返しします。
- ◆上記の学費の他に必要となる教科書代や花材費などは、希望する学校やコースによって
異なりますので、各校の入試係にお問い合わせください。
- ◆学費・教科書代・花材費などの納入については日本人向けの「2019年度 学生募集要項
別紙⑤」をあわせてご覧ください。

◆ 2年次に必要となる学費は以下のとおりです。

(単位：円)

学 費	進級する年の3月31日		2年次 合 計
	授業料(分納可)	実験・実習費	
	950,000円(年額)	100,000円(年額)	1,050,000円

◇ 1年次と同様に、留学生特別奨学金の制度があります。

◇ 1年次と同様に、2年次の学費を分納することができます。

第1回…550,000円(授業料1回目550,000円)

…進級する年の3月31日まで

第2回…500,000円(授業料2回目400,000円 実験・実習料100,000円)

…進級後の7月15日まで

◇ 上記学費の他に必要となる教科書代などは、各校の入試係にお問い合わせください。

<留学生特別奨学金>

外国人留学生のために、本校では留学生特別奨学金の制度を設けています。

この制度を受けた留学生には、1年次、2年次共に年間100,000円(返済不要)の奨学金を給付しますので、実質的な納入学費は1年次1,050,000円、2年次950,000円となります。(給付時期：毎年10月から2月までの各月の計5回に分けて給付)

但し、①まじめに勉学に専念していること

②学費等を正しく納入していること が最低条件となります。

詳しくは、次ページの「留学生特別奨学金給付要綱」をご覧ください。

また、伊東学園奨学金制度も留学生の皆さんに適用されますので活用してください。

(詳しくは日本人向けの「2019年度 学生募集要項 別紙③④」をご覧ください。)

<入学選考料などの振込先>

※埼玉校受験の方 ①群馬銀行 行田支店 普通預金 No.246717

学校法人 伊東学園 テクノ・ホルティ園芸専門学校

②埼玉りそな銀行 行田支店 普通預金 No.1310995

学校法人 伊東学園 テクノ・ホルティ園芸専門学校

(①か②のどちらかの振込先をご利用ください。)

※東京校受験の方 三井住友銀行 神田支店 普通預金 No.7004453

学校法人 伊東学園 東京テクノ・ホルティ園芸専門学校

留学生特別奨学金給付要綱

学校法人 伊東学園

テクノ・ホルティ園芸専門学校

東京テクノ・ホルティ園芸専門学校

1. 目的

学校法人伊東学園(以下「学園」という)は、テクノ・ホルティ園芸専門学校 及び 東京テクノ・ホルティ園芸専門学校(以下「本校」という)で学ぶ外国人留学生(以下「留学生」という)の経済的負担を軽減するため、留学生特別奨学金(以下「奨学金」という)を給付し、以て、有為な人材の輩出を図る。

2. 給付対象者

奨学金の給付対象者は、本校に在学中の留学生とする。

但し、次の各号のいずれかに該当する者には給付しない。

- ① 入学後の出席率が90%に満たない者
- ② 授業や実験実習 及び 定められた学校行事等に真剣に取り組まない者
- ③ 留年した者
- ④ 授業料や教材費等定められた学費を所定の期日までに正しく納入していない者
- ⑤ その他校長が給付対象者として不適と判定した者

3. 給付金額・給付時期

奨学金の給付額は、年間10万円とする。

奨学金は年額を5回に分けて給付する。

奨学金の給付時期は10月から2月までの各月の1日とする。

4. 給付手続・方法

奨学金の給付を受けようとする者は本校所定の「留学生特別奨学金給付申請書」(以下「申請書」という)を学園に提出しなければならない。

申請書の提出期限は、9月1日から9月14日までとする。

給付決定者であっても、2. の但し書の各号の何れかに該当することとなった者は、その時点で給付を打ち切る。

5. 無償給付

奨学金は返さなくてもよいものとする。

6. 附則

奨学金は平成6年4月入学の留学生からこれを適用する。

なお、平成6年3月31日現在在学中の留学生については、これを準用する。

改定：平成10年4月1日：東京テクノ・ホルティ園芸専門学校開校により一部改定。

平成19年4月1日：給付金額変更により一部改定。

平成20年4月1日：定員、入学選考、入学手続変更により一部改定。

平成22年4月1日：給付条件変更により一部改定。

平成23年4月1日：給付条件変更により一部改定。

平成25年4月1日：対象校変更により一部改定。

平成29年4月1日：出願書類変更により一部改定。

なお、本改定は平成30年度入学の留学生から適用する。

以上